

「漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の一部を改正する規則」の制定について（概要）

1 改正理由

「漁港漁場整備法」（昭和25年法律第137号）が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改正（令和5年5月26日 公布、令和6年4月1日施行）されたこと等に伴う所要の規定整備を行ったもの。

2 改正内容

（1）引用する法律名の変更（規則題名、規則第1条及び別記様式各号
法律名の引用部分）

「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（2）その他 別記様式の規定整備

3 施行期日

令和6年4月1日